



平成25年2月22日

各 位

会社名 東宝不動産株式会社  
代表者名 取締役社長 八馬直佳  
(コード番号 8833 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 松本大平  
(TEL. 03-3504-3333)

支配株主である東宝株式会社による  
当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社の支配株主（親会社）である東宝株式会社は、平成25年1月9日から平成25年2月21日までの30営業日を公開買付け期間として、当社の普通株式に対する公開買付けを実施しておりましたが、その結果について、同社より別紙の通り発表を行う旨の報告を受けましたのでお知らせいたします。

(別紙) : 「当社子会社である東宝不動産株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以 上



平成 25 年 2 月 22 日

各 位

会社名 東宝株式会社  
代表者名 代表取締役社長 島谷 能成  
(コード番号 9602 東証、大証各第1部、福岡)  
問合せ先 取締役経営企画担当 太古伸幸  
(TEL. 03 - 3591 - 1217)

## 当社子会社である東宝不動産株式会社株式に対する

### 公開買付けの結果に関するお知らせ

東宝株式会社(以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成 25 年 1 月 8 日開催の取締役会において、東宝不動産株式会社(コード番号 8833 東証第 1 部 以下、「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、平成 25 年 1 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 25 年 2 月 21 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地  
東宝株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
- (2) 対象者の名称  
東宝不動産株式会社
- (3) 買付け等に係る株券等の種類  
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
22,690,659 株	一株	一株

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 上記「買付予定数」は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。買付予定数は、対象者の平成 25 年 1 月 8 日提出の第 74 期第 3 四半期報告書に記載された平成 24 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数(55,688,795 株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が所有する自己株式数(平成 24 年 8 月 31 日現在 245,630 株)及び公開買付者が平成 25 年 1 月 8 日現在所有する株式数(32,752,506 株)を控除した数となります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手に従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年1月9日(水曜日)から平成 25 年2月 21 日(木曜日)まで(30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金 735 円

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等の成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第 27 条の 13 第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第 30 条の2に規定する方法により、平成 25 年2月 22 日に株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	9,990,177 株	9,990,177 株
新 株 予 約 権 証 券	— 株	— 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	— 株	— 株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )	— 株	— 株
株 券 等 預 託 証 券 ( )	— 株	— 株
合計	9,990,177 株	9,990,177 株
( 潜 在 株 券 等 の 数 の 合 計 )	— 株	— 株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	327,525 個	(買付け等前における株券等所有割合 59.07%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	34,298 個	(買付け等前における株券等所有割合 6.19%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	427,426 個	(買付け等後における株券等所有割合 77.09%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	553,642 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が所有する自己株式及び

特別関係者のうち法第 27 条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 25 年1月8日提出の第 74 期第3四半期報告書に記載された平成 24 年8月 31 日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者の平成 25 年1月8日提出の第 74 期第3四半期報告書に記載された平成 24 年8月 31 日現在の発行済株式総数(55,688,795 株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない平成 24 年8月 31 日現在対象者が所有する自己株式数(245,630 株)を除いた株式数(55,443,165 株)に係る議決権の数(554,431 個)として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成 25 年2月 28 日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、平成 25 年1月8日に当社が公表した「当社子会社である東宝不動産株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、当社は、本公開買付け後の一連の取引により、対象者を当社の完全子会社とすることを企図しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

また、本公開買付けが、当社の今期の連結業績へ与える影響は軽微です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

東宝株式会社  
(東京都千代田区有楽町一丁目2番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上